岡山県広域水道企業団障害者活躍推進計画

令和2年4月1日

岡山県広域水道企業団 企業長 菊池 善信

岡山県広域水道企業団障害者活躍推進計画は、障害者の雇用の促進等に関する 法律(昭和35年法律第123号)第7条の3第1項の規定に基づき、岡山県広域 水道企業団企業長が策定する障害者活躍推進計画である。

機関名	岡山県広域水道企業団
任命権者	企業長 菊池 善信
計画期間	令和2年4月1日から令和7年3月31日(5年間)
企業団における障	当企業団では、令和2年度から会計年度任用職員制度の導
害者雇用に関する	入等により、法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の
課題	数は 63 名(うち正職員 39 名)となる見込みだが、これ
	までに障害者に限定した募集・採用は行っていない。
	中途障害者として身体障害者となった職員がいるが、その
	際には個別に対応してきており、大きな問題は生じていな
	٧٠°

目標

1.採用に関する目標	在職する雇用障害者数を下回らない。
2. 定着に関する目	なし
標	※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定

取組内容

	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。
	○障害者職業生活相談員の選任義務の有無にかかわら
	ず、障害者である職員の相談窓口を設定し、事務局内提
	示等により周知する。
1. 障害者の活躍を	○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、
推進する体制整備	3ヶ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする
	者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する
	公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受
	講させる。

	-
2. 障害者の活躍の 基本となる職務の 選定・創出	○現に身体障害者である職員の業務は期間業務のため、それ以外で負担なく遂行できる職務で、継続的な業務の選定・創出を検討する。○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を 推進するための環 境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講ずる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担とならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。・自力で通勤できることといった条件を設定する。・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中に支援が受けられること」といった条件を設定する。・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の 推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発 注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。